

十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年10月14日

規則第212号

(趣旨)

第1条 この規則は、十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年十和田市条例第288号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第3条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、添付する書類の一部を省略することができる。

- (1) 管理の業務に関する収支予算書
- (2) 法人等の定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 法人等の経営状況を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定等の通知)

第3条 条例第6条の規定による通知は、指定管理者の候補者に選定した法人等にあっては指定管理者候補者選定通知書(様式第2号)により、指定管理者の候補者に選定しなかった法人等にあっては指定管理者候補者不選定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(指定等の通知)

第4条 条例第7条第2項の規定による通知は、指定管理者に指定した法人等にあっては指定管理者指定通知書(様式第4号)により、指定管理者に指定できなかった法人等にあっては指定管理者不指定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(指定の取消し等の通知)

第5条 条例第10条の規定による通知は、指定管理者の指定を取り消すときにあっては指定管理者指定取消通知書(様式第6号)により、指定管理者による管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるときにあっては指定管理者業務停止命令書(様式第7号)により行うものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

十和田市長 様

法人等の所在地
申請者 法人等の名称
代表者氏名 印

指定管理者指定申請書

十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、次の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 管理の業務に関する事業計画書
- (2) 管理の業務に関する収支予算書
- (3) 法人等の定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに準ずるもの
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 法人等の経営状況を説明する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

十和田市長 印

指定管理者候補者選定通知書

年 月 日付けで申請のあった次の公の施設の指定管理者の指定については、選考の結果、貴社(貴団体)を指定管理者の候補者に選定しましたので、十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、通知します。

記

1 公の施設の名称

様式第3号(第3条関係)

第 号
年 月 日

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

十和田市長 印

指定管理者候補者不選定通知書

年 月 日付けで申請のあった次の公の施設の指定管理者の指定については、選考の結果、次の者を当該公の施設の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、通知します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 指定管理者の候補者に選定した法人等の名称

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

法人等の所在地
法人等の名称
代表者氏名 様

十和田市長 印

指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった次の公の施設の指定管理者の指定については、
年 月 日付け 第 号をもって指定管理者の候補者として選定した旨通知して
おりましたが、この度議会の議決を経たことから、次のとおり貴社(貴団体)を当該公の施
設の指定管理者に指定しましたので、十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等
に関する条例第7条第2項の規定により、通知します。

記

1 公の施設の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第5号(第4条関係)

第 号
年 月 日

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

十和田市長 印

指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった次の公の施設の指定管理者の指定については、
年 月 日付け 第 号をもって、指定管理者の候補者として選定した旨通知し
ておりましたが、議会の議決を得られなかったため、貴社(貴団体)を当該公の施設の指定
管理者に指定できないこととなりましたので、十和田市公の施設に係る指定管理者の指定
の手續等に関する条例第7条第2項の規定により、通知します。

記

1 公の施設の名称

様式第6号(第5条関係)

第 号
年 月 日

法人等の所在地
法人等の名称
代表者氏名 様

十和田市長 印

指定管理者指定取消通知書

年 月 日付け 第 号で指定した次の公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第11項の規定により、次のとおり指定を取り消すので、十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条の規定により、通知します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 指定取消しの効力発生年月日
- 3 理由

様式第7号(第5条関係)

第 号
年 月 日

法人等の所在地
法人等の名称
代表者氏名 様

十和田市長 印

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付け 第 号で指定した次の公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第11項の規定により、次のとおり業務の全部(一部)を停止することを命ずるので、十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条の規定により、通知します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 業務停止の内容
- 3 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 業務停止命令の理由